

# お知らせ

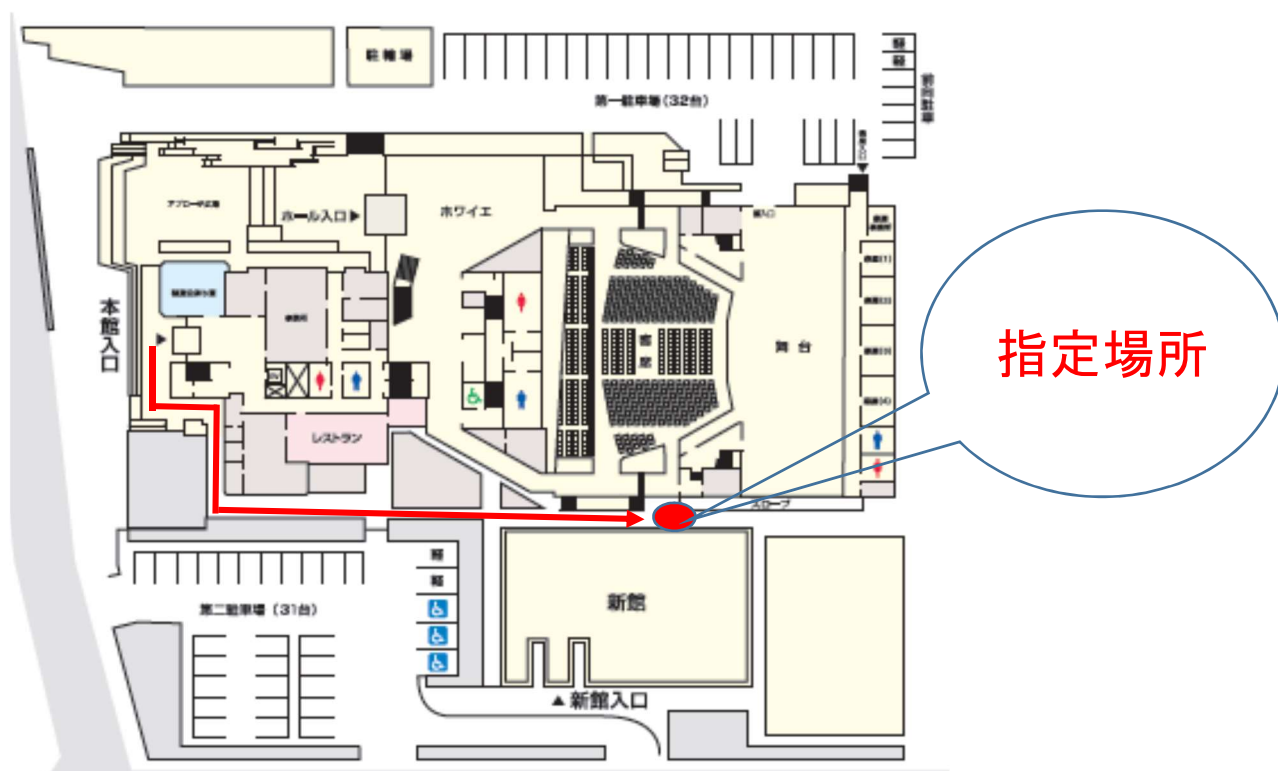


## 公共施設の受動喫煙防止対策について

健康増進法の一部を改正する法律の成立に伴い、望まない喫煙を防止する取り組みが必要となりました。

### ○市民会館の対応

1. 館内 **禁煙** 令和元年7月1日
2. 敷地内 指定場所以外 **禁煙** 令和元年7月1日



※敷地内喫煙場所の灰皿は、6月30日に撤去いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

朝霞市民会館